共同出願契約書

○○（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、甲乙間で年月日付締結済みの「共同開発契約書」に基づき共同して行った発明（第1条に記載する発明をいう。）の共同出願に関して以下の契約（以下「本契約」という。）の締結に合意する。

第1条（本発明）

甲及び乙は、本契約に基づき次の発明（以下「本発明」という。）を共同で出願する。

記

（発明の名称等を記載）

第2条（権利の持分）

甲及び乙は、本発明について特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権を共有するものとし、その持分は、甲が○％、乙が○％とする。

第3条（出願及び諸手続）

１　甲は、本発明の特許出願の手続、登録までの諸手続及び登録された後の権利の維持管理に関する手続を行うものとする。

２　甲は、前項の経過を遅滞なく乙に通知するものとする。

第4条（出願及び諸手続の費用）

出願及び諸手続きに要する費用は、第2条で定めた持分と同じ持分で甲と乙が負担する。

第5条（本発明の実施）

甲及び乙は、それぞれ本発明及び本発明に基づいて得られる特許権を次に定める目的（以下「本件目的」という。）の範囲内で自由に実施することができる。本件目的の範囲外で使用する場合は、相手方の承諾を得なければならないものとする。

記

甲：目的を記載

乙：目的を記載

第6条 （外国出願）

甲及び乙は、本発明について外国出願を行おうとするときは、その取扱いについて第3条の規定を原則として適用することとし、詳細については協議の上定めるものとする

第7条（秘密保持）

甲及び乙は、本発明の内容について、これが出願公開になった場合または第三者の公表により公知となった場合を除いて、第三者に開示してはならない。

第8条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相手方の承諾を得ない限り、本契約から生じた権利義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

第9条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から本発明に基づき取得した特許権の実施期間満了日までとする。

第10条（準拠法及び合意管轄）

１　本契約は日本の法律に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとする。

２　本契約に関する一切の紛争を解決するための管轄裁判所については、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書を2通作成または電磁的に作成し、双方にて署名若しくは記名捺印またはこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印